省令

○総務省令第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義等） **第二条**　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。 ［一～三十七の五　略］ 三十七の六　「ＶＨＦデータ交換装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八の表に掲げる周波数の電波を使用し、船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間においてデジタル変調方式によるデータ交換を行うもの（デジタル選択呼出装置、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置を除く。）をいう。 三十七の七　［略］ 三十七の八　［略］ ［三十八～九十三　略］ ［2　略］ **第十三条の三の三**　船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合の電波の型式及び周波数並びに空中線電力をそれぞれ次の表のとおり定める。	（定義等） **第二条**　［同上］ ［一～三十七の五　同上］ ［新設］ 三十七の六　［同上］ 三十七の七　［同上］ ［三十八～九十三　同上］ ［2　同上］ **第十三条の三の三**　［同上］

電波の型式及び周波数	空中線電力
Ｆ三Ｅ電波一五六・七五ＭＨｚ又は一五六・八五ＭＨｚ	一ワット以下
Ｆ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波又はＦ三Ｅ電波四五〇ＭＨｚを超え四七〇ＭＨｚ以下の周波数で別に告示するもの	二ワット以下

（簡易な操作）

第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

［一・二　略］

電波の型式及び周波数	空中線電力
Ｆ三Ｅ電波一五六・七五ＭＨｚ又は一五六・八五ＭＨｚ	一ワット以下
Ｆ三Ｅ電波四五〇ＭＨｚを超え四七〇ＭＨｚ以下の周波数で別に告示するもの	二ワット以下

（簡易な操作）

第三十三条　［同上］

［一・二　同上］